

○浦添市男女共同参画推進事業補助金交付規程

平成 7 年11月10日

訓令第18号

改正 平成24年 6 月 1 日訓令第14号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市内で自主的かつ積極的な活動を行う団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第 3 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する研修会等参加事業

ア 海外研修への参加

イ 県外研修への参加

ウ その他市長が必要と認めた研修への参加

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。

(補助金交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする団体等は、原則としてその事業の始まる 14 日前までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第 4 条 市長は、前条の申請に基づき、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受け、補助金を請求する場合は、補助金交付請求書（様式第 3 号）により請求するものとする。

(届出及び返還の義務)

第 5 条 補助金の交付を受けた団体等が、緊急かつやむを得ない事情により参加できなかった場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た団体等は、既に交付を受けた補助金を速やかに返還するものとする。

(実績報告)

第 6 条 補助金交付を受けた団体等は、補助事業が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月1日訓令第14号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所

氏 名

印

所属名

浦添市男女共同参画推進事業補助金交付申請書

浦添市男女共同参画推進事業補助金交付規程に基づき、下記のとおり補助金を交付して下さいよう申請します。

記

1	事業名及び内容	名 称	
		内 容	
2	事業費及び補助申請額	事 業 費	
		補助申請額	
3	補助事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	

様式第2号（第4条関係）

浦添市指令第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

浦添市男女共同参画推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦添市男女共同参画推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金額 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所

氏 名

所属名

印

浦添市男女共同参画推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令第 号浦添市男女共同参画推進事業補助金交付
決定通知を受けたので、下記のとおり補助金を交付して下さいよう請求します。

記

1 事 業 名

2 交 付 請 求 額 円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

住 所

氏 名

印

所属名

浦添市男女共同参画推進事業実績報告書

年 月 日付け指令第 号で補助金交付を受けた浦添市男女共同参画推進事業実績を下記のとおり、報告します。

記

事業名						
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日					
精 算	受領額		精算額		返納額	
参加費用	総 額			自己負担額		
事業概要 及び成果						
備 考	上欄に収まらない場合は、別紙に記載し添付してください。					